

事務連絡
令和8年3月12日

一般社団法人日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

医療法人は、医療法に基づき毎会計年度終了後3か月以内に事業報告書等を、また毎会計年度終了後3か月以内（外部監査の対象となる医療法人は4か月以内）に開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を、都道府県知事に報告することが義務付けられています。

御報告いただきました令和6年度決算期分データは、令和7年度補正予算の国会審議や次期診療報酬改定の議論にも活用されています。

引き続き、医療法人の経営の実態を速やかに把握し必要な支援等を行うためにも、期限内に御報告いただくとともに、報告にあたっては、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」による電子的届出を推進しています。

貴会におかれましては、これを御了知の上、改めて貴会関係者へ報告の徹底及び電子的届出の推進を行っていただくとともに、必要な支援等の企画・立案に向けて更なる活用を図る観点から、任意記載科目についても可能な限り御記載いただきますよう、周知への御協力をお願い申し上げます。

なお、周知にあたっては、厚生労働省にて作成した別添のリーフレットをぜひ御活用ください。

○ 厚生労働省ホームページ

[医療法人に関する情報の調査及び分析等について | 厚生労働省](#)



（照会先）

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室